

【食品の分類について】

番号	質問	回答
105	今回、にら、たけのこ、チンゲンサイが独立した分類になりましたがその理由はなんですか	今回、本制度の導入に伴い食品分類についても一部見直すこととし、これまで「上記以外の〇〇科野菜」等で分類されていたもののうち、比較的摂取量の多い作物（国民1日摂取量が1g以上のもの）であって、コーデックス基準においても独立した食品分類があるものについては、食品分類として独立させることとしました。にら、たけのこ、チンゲンサイもこの考え方にしたがって独立した食品分類としました。しかし、これらの基準は、食品分類の再構築に伴い基準を設定するものですので、現行の分類で適用していた基準をそのまま新たな基準としています。
106	スパイスについて新たな分類ができましたが、その定義を教えてください	今回新たな食品分類として設定したスパイスの定義は、次のとおりです。 スパイスとは、食品に風味付けの目的で比較的少量使用される種々の植物由来の芳香性樹皮、根、根茎、蕾、種子、果実、または果皮をいい、アサの種子、アサフェチダの根、アサフェチダの根茎、アジョワンの種子、アニスの種子、ウイキョウの種子、ウコンの根、ウコンの根茎、オールスパイスの果実、オレンジの果皮、ガジュツの根、ガジュツの根茎、カショウの果実、カシアの樹皮、カフィアライムの果実、ガラガルの根、ガラガルの根茎、カルダモンの種子、カルダモンの果実、カンゾウの根、カンゾウの根茎、キャラウェイの種子、クチナシの果実、クミンの種子、クローブの蕾、ケシの種子、ケーパーの蕾、コショウの果実、ごまの種子、コリアンダーの種子、サフランの花柱、サンショウの果実、シソの種子、シナモンの樹皮、ジュニパーベリーの実、しょうが、スターアニスの果実、西洋わさび、セロリの種子、タマリンドの果実、ディルの種子、とうがらし、ナツメグの種子の仁、ナツメグの種皮（メースをいう。）、ニジェラの種子、ニンニク、バジルの種子、パセリの種子、パニラの果実、パプリカ、パラダイスグレインの種子、バラの果実（ローズヒップをいう。）、フェネグリークの種子、ピンクペッパーの果実、マスタードの種子、みかんの果皮、ゆずの果皮、レモンの果皮、ロングペッパーの果実及びわさびの根茎をいうこと。 その他のスパイスとは、スパイスから、オレンジの果皮、ごまの種子、しょうが、西洋わさび、とうがらし、ニンニク、パプリカ、ゆずの果皮、レモンの果皮及びわさびの根茎を除いたものとする。こと。 なお、パプリカには、「パプリカ」と称して販売される、いわゆるジャンボピーマン等は含まないこと。
107	ハーブについて新たな分類ができましたが、その定義を教えてください	今回新たな食品分類として設定したハーブの定義は次のとおりです。 ハーブとは、食品に風味付けの目的で薬味として比較的少量使用される種々の主に草本植物の葉、茎、根及び花からなり、生のまま、または乾燥したものが使用されるものをいい、アニスの葉、アニスの茎、アンゼリカ、ウイキョウの葉、ウイキョウの茎、エシャロット、オレガノ、カフィアライムの葉、カモミール、カレープラント、カレーリーフ、キャットニップ、キャラウェイの葉、キャラウェイの茎、クレソン、コリアンダーの葉、コリアンダーの茎、サボリー、サラダバーネット、サンショウの葉、シソの葉、シソの花穂、ジャスミン、ステビア、セージ、セロリの葉、セロリの茎、セントッドゼラニウム、ソレル、タイム、タデ、タラゴン、ダンディライオン、チャイブ（あさつきを含む。）、チャービル、ディルの葉、ディルの茎、ドクダミ、ナスたちウム、ニガヨモギ、にら、ハイビスカス、バジルの葉、バジルの茎、パセリの葉、パセリの茎、ハッカ、バラの花（ローズをいう。）、ヒソップ、ベルガモット、ポリジ、マーシュ、マスタードの葉、マスタードの茎、マジョラム、ミョウガ、ヤロウ、ヨモギ、ラベンダー、リンデン、ルッコラ、ルバーブ、レモングラス、レモンバーム、レモンバーベナ、ローズマリー、ローレル、わさびの葉及びわさびの葉柄をいうこと。 その他のハーブとは、ハーブから、クレソン、セロリの葉、セロリの茎、にら、パセリの葉及びパセリの茎を除いたものとする。こと。 なお、エシャロットには、「エシャロット」「エシャレット」等と称して販売される早取り栽培のラッキョウは含まないこと。ハッカとはシソ科ハッカ属のハーブをいい、スペアミント及びペパーミントを含むこと。マスタードの葉及び茎には、カラシナが含まれること。また、わさびの葉及び葉柄には、いわゆる花わさびが含まれること。
108	スパイスとして取り扱う食品にはどのようなものがありますか。またそれ以外の食品はどのように取り扱うのですか	スパイスの定義はNo.106のとおりです。一般的に「いわゆるスパイス」として流通している食品であっても、上記定義に該当しない食品については、従来通り「その他の〇〇野菜」等の基準が適用されます。
109	ハーブとして取り扱う食品にはどのようなものがありますか。またそれ以外の食品はどのように取り扱うのですか	ハーブの定義はNo.107のとおりです。一般的に「いわゆるハーブ」として流通している食品であっても、上記定義に該当しない食品については、従来通り「その他の〇〇野菜」等の基準が適用されます。
110	厚生省告示で「その他のスパイス」、「その他のハーブ」という分類になっていますがなぜ「その他の…」という表記になっているのですか	スパイスやハーブに分類されている食品のうち、しょうが、ニンニク、クレソン及びにら等のように独立した食品分類として整理されているものがあります。これら以外のスパイス、ハーブという意味でそれぞれ「その他のスパイス」、「その他のハーブ」という名称にしています。
111	「その他のスパイス」と「その他の乾燥スパイス」との関係を教えてください	「その他の乾燥スパイス」は加工食品の基準値として設定されています。「その他のスパイス」は生鮮品の基準値として設定されており、乾燥等加工されたスパイスについて判断する場合は、水分含量による換算等を行うこととしています。
112	スパイスとして分類されている食品で「その他のスパイス」の基準が適用されない食品にどのようなものがありますか	オレンジの果皮、ごま(種子)、しょうが、ニンニク、とうがらし、パプリカ(ジャンボピーマンを除く)、ホースラディッシュ(西洋わさび)、ゆずの果皮、レモンの果皮、わさび(根茎)があります。
113	ハーブとして分類されている食品で「その他のハーブ」の基準が適用されない食品にどのようなものがありますか	クレソン、セロリ(葉・茎)、にら、パセリ(葉・茎)があります。

番号	質問	回答
114	みかんの皮(いわゆる陳皮)はどこに分類されます	「その他のスパイス」に分類されます。
115	「その他の乾燥スパイス」の残留基準は何に基づく ものですか	今回新たに設定した「その他の乾燥スパイス」の基準値は、コーデックスの基準をそのまま準用しています。
116	カエル、カタツムリ、昆虫(ハチノコ、イナゴなど)は どこに分類されますか	ご指摘の食品についてはどのカテゴリーにも分類されず、その他の一般食品として、全ての農薬等について原則一律基準が適用されます。
117	コンブ、ワカメ等の海藻はどこに分類されますか	ご指摘の食品についてはどのカテゴリーにも分類されず、その他の一般食品として、全ての農薬等について原則一律基準が適用されます。